

4) 治水計画の変遷と代表的改修工事

治水計画

a. 改修計画（昭和13年）

久慈川の治水事業は、直轄事業として昭和13年（1938）に、17カ年継続事業の「久慈川改修計画」が策定され、現計画の骨格が作られた。計画における基本高水流量は大正9年（1920）10月の洪水に基づき、基準点^{やまがた}山方において $3,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、里川合流点から下流の計画高水流量を $4,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。

b. 総体計画（昭和28年、38年）

昭和28年（1953）、38年（1963）に改修計画の見直しが行われ、総体計画が策定された。流量配分は、昭和13年（1938）の改修計画と同様である。久慈川本川の改修は昭和28年（1953）頃より中流部の工事に着手するほか、昭和33年度には上流部を、また昭和44年度からは改修の主眼を最上流部に移すとともに、昭和47年度からは河口部の導流堤ならびに付替工事に着手した。

c. 工事実施基本計画及び改修計画（昭和49年）

昭和41年（1966）に河川法改正により工事実施基本計画が策定されたが、基本的には昭和13年（1938）の改修計画を踏襲している。その後昭和49年（1974）3月に工事実施基本計画が改訂され、これを受けて同年改修計画が策定された。改修計画の基本方針は工事中である河口の付替のほかに東海村^{さかきぼし}榊橋下流右岸の築堤、及び右支川^{たまがわ}玉川の河道付替、富岡橋上流左右岸の築堤等である。また、河口部の付替に伴い外海との影響が予想される榊橋下流地域の築堤・護岸等の工事もそれと併行して施工することとし、さらに流量改訂に伴い里川合流後の既設堤防嵩上げ、拡築工事を行うこととした。